

第1 監査の請求

1 請求人

2 請求書の提出

3 請求の要旨

(1) 主張事実

対象となる違法行為(不当行為)

多摩川住宅イ号棟自治会からの「狛江市コミュニティ活動活性化交付金」の、狛江市への申請世帯数と狛江市からの交付金受給数が、当自治会総会時に会員に配布された資料及び総会当日の説明また狛江市へのその報告数との間に余りの差異があり、しかも長年にわたっている。これは「狛江市コミュニティ活動活性化交付金交付要綱」(改正平成19年3月要綱第42号)第9条(1)項「偽りの申請又は不正の手段により交付金の交付を受けた場合」に該当する。[【1】(2)、2～7、参照] (「多摩川住宅イ号棟自治会会則」第14条(2)項により総会議案書は10日前に配布される。その資料は平成16年度は「一般会計報告」:平成17年度から20年度までは「収支決算報告」等である。)

の「収支決算報告」等の「等」は平成19年度の収支決算報告(平成20年度総会時)の中に添付された、「平成19年度助成金収入の内訳」であり、他の費目の助成金とともに、「コミュニティ活動活性化交付金33,400円」も示されている。そして“(町会・自治会に対して、会の事務経費・市政協力、回覧に要する経費及び、会員相互扶助等の経費=平成3年から施行)”と説明書きがついている。ここでの交付金額33,400円は、それへの総会当日の 会長の説明、「交付金は一世帯50円」から逆算すると668世帯分の受給。更に会員からの質問に対し、 会長は『668世帯分の根拠はない』と答えている。この“668世帯分”は、平成19年度の実際の会員数、“506世帯分”とも違い、イ号棟全戸数=全世帯数の“786戸(世帯)”とも違う。“668-506=162”の世帯数の差異がある。偽りの申請であり、不正受給である。(なお“会員”の資格は「会則」や「自治会へのお誘い」も関係する。)

「狛江市コミュニティ活動活性化交付金」の交付状況

1 平成15年度以前

補助金関係書類(資料)の保存期間が5年間ということもあり、それ以前には遡及しないが、申請世帯数(申請額)の水増しが続いていたと思われる。

2 平成 16 年度

	申請書・報告書	とき	世帯数	交付額（円）	要綱等
A	自治会からの16年度申請書	16.5.11	691	34,550	狛江市コミュニティ活動活性化交付金交付要綱第6条、7条
B	市から交付決定通知書	16.6.09	691	34,550	
C	自治会総会時平成16年度一般会計報告	17.4.17	503 (会費収入欄)	不記入 [25,150相当]	多摩川住宅イ号棟 自治会会則第12条
D	狛江市への実績報告書	/	* 不存在 * 市から自治会に提出を 求めておらず		狛江市補助金等交付規則第13条
E	同上添付資料				
F	自治会からの17年度申請書添付資料 平成16年度一般会計報告4/17録	17.6.24	665 (会費収入欄)	不記入 [33,250相当]	狛江市コミュニティ活動活性化交付金交付要綱第6条
	市へのものと自治会員へのものとの差 A - C		188	9,400	

(注) [] 内の数字は書類上は出て来ない。世帯数に50円を乗じたもの等推定数。

以下、平成17年度、平成18年度、平成19年度、平成20年度も同じ。

3 平成 17 年度

	申請書・報告書	とき	世帯数	交付額（円）	要綱等
A	自治会からの17年度申請書	17.6.24	664	33,200	狛江市コミュニティ活動活性化交付金交付要綱第6条、7条
B	市から交付決定通知書	17.6.30	664	33,200	
C	自治会総会時平成17年度収支決算報告	18.4.16	494 (会費収入欄)	不記入 [24,700相当]	多摩川住宅イ号棟 自治会会則第12条
D	狛江市への実績報告書	/	* 不存在 * 市から自治会に提出を 求めておらず		狛江市補助金等交付規則第13条
E	同上添付資料				
F	自治会からの18年度申請書添付資料 平成17年度収支決算報告4/16録	18.6.07	650 (会費収入欄)	不記入 [32,500相当]	狛江市コミュニティ活動活性化交付金交付要綱第6条
	市へのものと自治会員へのものとの差 A - C		170	8,500	

4 平成 18 年度

	申請書・報告書	とき	世帯数	交付額（円）	要綱等
A	自治会からの 18 年度申請書	18.6.07	6 6 9	3 3 , 4 5 0	狛江市コミュニティ活動活性化交付金交付要綱第 6 条、7 条
B	市からの交付決定通知書	18.7.12	6 6 9	3 3 , 4 5 0	
C	自治会総会時平成 18 年度収支決算報告	19.4.22	5 1 7 (会費収入欄)	不記入 [25,850 相当]	多摩川住宅イ号棟 自治会会則第 12 条
D	狛江市への実績報告書	19.5.31	[6 6 9]	3 3 , 4 5 0	狛江市補助金等 交付規則第 13 条
E	同上添付資料 41 定期総会 4 / 2 2 録	19.5.31	6 5 0	[32,500 相当]	
F	自治会からの 19 年度申請書添付資料 平成 18 年度収支決算報告		情報公開請求せず		狛江市コミュニティ活動活性化交付金交付要綱第 6 条
	市へのものと自治会員へのものとの差	A - C	1 5 2	7 , 6 0 0	

5 平成 19 年度

	申請書・報告書	とき	世帯数	交付額（円）	要綱等
A	自治会からの 19 年度申請書	19.6.29	6 6 8	3 3 , 4 0 0	狛江市コミュニティ活動活性化交付金交付要綱第 6 条、7 条
B	市から交付決定通知書	19.7.19	6 6 8	3 3 , 4 0 0	
C	自治会総会時平成 19 年度収支決算報告	20.4.20	5 0 6 (会費収入欄)	不記入 [25,300 相当]	多摩川住宅イ号棟 自治会会則第 12 条
D	狛江市への実績報告書	20.5.30	[6 6 8]	3 3 , 4 0 0	狛江市補助金等 交付規則第 13 条
E	同上添付資料 42 定期総会 4 / 2 0 録	20.5.30	5 0 6	[25,300 相当]	
F	自治会からの 20 年度申請書添付資料 平成 19 年度収支決算報告		情報公開請求せず		狛江市コミュニティ活動活性化交付金交付要綱第 6 条
	市へのものと自治会員へのものとの差	A - C	1 6 2	8 , 1 0 0	

6 平成 20 年度

	申請書・報告書	とき	世帯数	交付額（円）	要綱等
A	自治会からの 20 年度申請書	20.6.30	6 1 9	3 0 , 9 5 0	狛江市コミュニティ活動活性化交付金交付要綱第 6 条、7 条
B	市から交付決定通知書	20.8.07	6 1 9	3 0 , 9 5 0	
C	自治会総会時平成 20 年度収支決算報告	21.4.19	4 9 8 (会費収入欄)	不記入 [24,900 相当]	多摩川住宅イ号棟 自治会会則第 12 条
D	狛江市への実績報告書				狛江市補助金等 交付規則第 13 条
E	同上添付資料 42 定期総会 4 / 19 録				
F	自治会からの 21 年度申請書添付資料 平成 20 年度収支決算報告		情報公開請求せず		狛江市コミュニティ活動活性化交付金交付要綱第 6 条
	市へのものと自治会員へのものとの差	A - C	1 2 1	6 , 0 5 0	

7 通算 5 年度 (+ + + +)

	平成 16 年度から 20 年度までの通算数	世帯数	交付額（円）	要綱等	
A	自治会からの市への通算申請数	3 , 3 1 1	1 6 5 , 5 5 0	狛江市コミュニティ活動活性化交付金交付要綱第 6 条、7 条	
B	市からの交付決定通算通知数	3 , 3 1 1	1 6 5 , 5 5 0		
C	自治会員への収支決算報告通算数	2 , 5 1 8	1 2 5 , 9 0 0	多摩川住宅イ号棟 自治会会則第 12 条	
	市へのものと自治会員へのものとの差	A - C	7 9 3	3 9 , 6 5 0	

世帯数の時間的流れ：前年度末の総会決算時から新年度の申請時までで増えた世帯数(G)

		A	B	C	D	E	F	G
		申請時	決定時	総会時	実績報告書提出時	実績報告時添付書	申請時報告添付書	申請時
1平成 15年度	と き			16.4.18				
	世帯数			507				
2平成 16年度	と き	16.5.11	16.6.09	17.4.17	/	/	17.6.24	16.5.11
	世帯数	691	691	503			665	691-507=184
3平成 17年度	と き	17.6.24	17.6.30	18.4.16	/	/	18.6.07	17.6.24
	世帯数	664	664	494			650	664-503=161
4平成 18年度	と き	18.6.07	18.7.12	19.4.22	19.5.31	19.5.31	/	18.6.07
	世帯数	669	669	517	[669]	650		669-494=175
5平成 19年度	と き	19.6.29	19.7.19	20.4.20	20.5.30	20.5.30	/	19.6.29
	世帯数	668	668	506	[668]	506		668-517=151
6平成 20年度	と き	20.6.30	20.8.07	21.4.19			/	20.6.30
	世帯数	619	619	498				619-506=113

(注) 当該年度での世帯数が出る総会時から次年度の申請時までごく短期間なのに、その変動する世帯数がいずれも100以上も増加するのは偽りの申請故である。

(2) 狛江市に対する損害

公金である助成金を長期にわたって搾取されたことである。密室の犯罪とも言える。金額の多い少ないではない。おそらく他の部門でも不正があるに違いない。

詐欺罪 (刑法 第246条)

だまされたことへの不信感は容易に払拭できない。助成金が破壊金になっている。「まちづくり」で最も大切な信頼関係がそこなわれた損害は大きい。

不法行為 (民法 第709条)

収支均衡型を目指す狛江市にとって、その財政はますます厳しい状況になる。

(3) 監査請求による措置

搾取された分及び違約金は速やかに返還させる。

告発 (刑事訴訟法 第239条2項)

何故こういうことが起こったのか原因、責任、流れを含み真相を明らかにさせる。行政の都合で隠蔽させてはならない。

「狛江市コミュニティ活動活性化交付金」を交付している他の町内、自治会等の実態を至急調査させる。

他の補助金、委託料も不正が行われないように再考させる。

(4) 事実証明書

<p>「多摩川住宅イ号棟自治会会則」 「平成19年度助成金収入の内訳」 「自治会へのお誘い」</p>
<p>「多摩川住宅イ号棟自治会・狛江市コミュニティ活動活性化交付金交付申請書」(平成16年度分) 「多摩川住宅イ号棟自治会・狛江市コミュニティ活動活性化交付金交付決定通知書」(平成16年度分) 〔会員への〕多摩川住宅イ号棟自治会総会時「平成16年度一般会計報告」 〔狛江市への平成17年度申請時添付資料〕多摩川住宅イ号棟自治会「平成16年度一般会計報告」</p>
<p>「多摩川住宅イ号棟自治会・狛江市コミュニティ活動活性化交付金交付申請書」(平成17年度分) 「多摩川住宅イ号棟自治会・狛江市コミュニティ活動活性化交付金交付決定通知書」(平成17年度分) 〔会員への〕多摩川住宅イ号棟自治会総会時「平成17年度収支決算報告」 〔狛江市への平成18年度申請時添付資料〕多摩川住宅イ号棟自治会「平成17年度収支決算報告」</p>
<p>「多摩川住宅イ号棟自治会・狛江市コミュニティ活動活性化交付金交付申請書」(平成18年度分) 「多摩川住宅イ号棟自治会・狛江市コミュニティ活動活性化交付金交付決定通知書」(平成18年度分) 〔会員への〕多摩川住宅イ号棟自治会総会時「平成18年度収支決算報告」 〔狛江市への〕多摩川住宅イ号棟自治会「平成18年度実績報告書」 〔狛江市への〕多摩川住宅イ号棟自治会「平成18年度実績報告書」添付資料(第41回定期総会資料)</p>
<p>「多摩川住宅イ号棟自治会・狛江市コミュニティ活動活性化交付金交付申請書」(平成19年度分) 「多摩川住宅イ号棟自治会・狛江市コミュニティ活動活性化交付金交付決定通知書」(平成19年度分) 〔会員への〕多摩川住宅イ号棟自治会総会時「平成19年度収支決算報告」 〔狛江市への〕多摩川住宅イ号棟自治会「平成19年度実績報告書」 21〔狛江市への〕多摩川住宅イ号棟自治会「平成19年度実績報告書」添付資料(第42回定期総会資料)</p>
<p>22「多摩川住宅イ号棟自治会・狛江市コミュニティ活動活性化交付金交付申請書」(平成20年度分) 23「多摩川住宅イ号棟自治会・狛江市コミュニティ活動活性化交付金交付決定通知書」(平成20年度分) 24〔会員への〕多摩川住宅イ号棟自治会総会時「平成20年度収支決算報告」</p>
<p>25〔会員への〕多摩川住宅イ号棟自治会総会時「平成15年度一般会計報告」</p>

4 請求の要件審査

本件請求は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条所定の要件を具備しているものと認め、平成21年6月1日付でこれを受理した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

市が平成20年度多摩川住宅イ号棟自治会に交付した狛江市コミュニティ活動活性化交付金は、請求人が主張するとおり適正に申請されておらず返還すべきか。

2 監査の期限

請求人が監査の対象としている交付金の支出のうち、平成16年度から平成19年度の支出については、法第242条第2項に規定する1年の請求期間を経過している。

地方自治法は、正当な理由がある場合を除いて請求期限を原則として違法若しくは不当な行為があった日から1年以内としている。この場合の「正当な理由」について、最高裁判所はその判決において、法第242条第2項但書にいう「正当な理由の有無は、特段の事情のない限り、当該普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて住民監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知ることができた」と解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきである。」としている。

そこで、本件請求に正当な理由があるかどうかであるが、

請求人は、平成20年4月20日開催された第42回多摩川住宅イ号棟自治会定期総会に出席した際、平成19年度収支決算報告の会員数に疑義をもったことからであり、「住民が相当の注意力をもって調査しても、行為の存在及び内容を知ることができなかった場合」に該当する。

次に、当該行為の存在及び内容を知ることができた」と解される時から「相当な期間内」に、すなわち平成20年4月20日から概ね2・3か月以内に監査請求をしたかどうかであるが、この点において要件を満たしているとはいえない。

以上、及び の点から正当な理由を有しているとはいえない。

3 監査対象部課

市民生活部地域活性課を監査対象とし、本件請求の審査に必要な関係書類の提出をさせるとともに、平成21年6月9日及び同月18日に対象部課の関係職員に対して事情聴取を行った。

4 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づき、平成21年6月10日に証拠の提出及び陳述の機会を設け、請求人3名の出席により陳述を行った。請求人は本件請求書と同様の趣旨の補足説明を加えた陳述をし、また新たな証拠が提出され、同資料をもとに補足説明を加えた陳述をした。

請求は請求書に基づいて行われる行為であって、請求の要旨の範囲を越えてなされた陳述は、これを採用することはできない。なお、追加資料については下記のとおり。

26	イ号棟自治会会計報告（総会資料・会員用）平成14・15年度、16年度、17年度、18年度、19年度、20年度
27	狛江市コミュニティ活動活性化交付金要綱
28	平成19年度助成金収入の内訳

第3 監査の結果

本件請求については、一部、請求人の主張に理由があると認める。

刑事告発等をすべきとする件については、監査委員の職務権限を超え、監査委員の職務にはなじまないため監査対象とはしない。

以下、事実関係の確認及び判断の理由を述べる。

1 事実関係の確認

(1) 市が平成20年度に多摩川住宅イ号棟自治会（以下、この号においては「自治会」という。）に交付した交付金

狛江市コミュニティ活動活性化交付金（以下「交付金」という。）

〔根拠〕狛江市コミュニティ活動活性化交付金交付要綱(平成3年要綱第33号・平成21年3月31日要綱第49号による改正前の要綱)(以下「市要綱」という。)

(2) 交付金交付等の経過

項 目	年 月 日	根拠・金額・添付書類等
交付金交付申請書 (自治会 市)	平成20年6月30日	市要綱第6条 30,950円(会員世帯数619世帯) 添付書類 会員名簿又は会員数(世帯数)を明らかにできるもの 会員名簿は会員数確認後、返却 前年度活動報告書及び収支決算書 第42回定期総会資料 本年度活動報告書及び収支決算書 第42回定期総会資料
交付金交付決定通知書 (市 自治会)	平成20年8月7日	市要綱第7条 30,950円
交付金の支払い (市 自治会)	平成20年8月20日	市要綱第8条 30,950円 支出負担行為伺兼支出命令書
交付金実績報告書 (自治会 市)	平成21年5月29日	狛江市補助金等交付規則第13条 30,950円 添付書類 事業の成果 第43回定期総会議案書

2 判 断

- (1) 市が平成20年度多摩川住宅イ号棟自治会に対して、狛江市コミュニティ活動活性化交付金30,950円を交付した事実があるか。

平成20年度において、市は多摩川住宅イ号棟自治会に対し、前記第3の1の(2)交付金交付等の経過のとおり、交付金30,950円を交付した。

- (2) 市が平成20年度多摩川住宅イ号棟自治会に交付した狛江市コミュニティ活動活性化交付金は、請求人が主張するとおり適正に申請されておらず返還すべきか。

本件請求に係る平成20年度狛江市コミュニティ活動活性化交付金の交付については、市提出資料及び請求人が提出した証拠等に基づき、次のとおり確認した。

交付金の交付申請書について

- (ア) 市要綱第6条に規定する「交付金の交付を受けようとする町会等は、次の各号に掲げる書類を添えて、申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。」としている。

多摩川住宅イ号棟自治会からの平成20年度狛江市コミュニティ活動活性化交付金交付申請書は、申請書に記載してある添付書類(会員名簿又は、会員数(世帯数)の明らかにできるもの、前年度活動報告書及び収支決算書、本年度活動報告書及び収支予算書)とともに、平成20年6月30日に申請されている。

- (イ) 添付書類の「会員名簿又は、会員数(世帯数)の明らかにできるもの」であるが、平成20年6月30日に市民生活部地域活性課窓口において担当職員が多摩川住宅イ号棟自治会から平成20年度狛江市コミュニティ活動活性化交付金交付申請書の提出を受けた際、交付申請書中の会員世帯数(4月1日現在)の619世帯を、多摩川住宅イ号棟自治会から提出された会員名簿で確認している。

この確認については、申請書に記載された会員世帯数と添付書類として提出された会員名簿の会員数と一致したというだけで受理をせず、さらに、添付書類として提出された会員名簿の会員数の内容についても確認すべきであったと解する。また、この会員名簿であるが、個人情報の関係で交付申請時に市民生活部地域活性課窓口において担当職員が会員世帯数を確認後、多摩川住宅イ号棟自治会に返却したということであるが、個人情報の関係もあろうが交付金の財源が市民の税金によってまかなわれていることを踏まえ、添付書類の一部であるその写しを添付することが適切である。

- (ウ) 添付書類の「本年度活動報告書及び収支予算書」であるが、第42回定期総会資料の総会議事次第には第4号議案 平成20年度 活動方針(案)とあり、本文中の第4号議案には平成19年度活動方針(案)と記載してある。この点は審査の際に確認の上、添付書類を訂正しておく必要が認められる。

交付金の交付決定通知書について

市要綱第7条に規定する「市長は、前条の申請に基づき、活動状況等を審査し、交付が適当と認めた場合は、交付金額を決定し、町会等に交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。」としている。

「活動状況等を審査し」とあるが、添付書類の「前年度活動報告書及び収支決算書」において、この収支決算書として第42回定期総会資料が提出されており、平成19年度収支決算報告中の収入欄に会費収入として、内訳に「会費@2,000(但し途中入退会世帯を含む506世帯)」と記載されている。

会員名簿による会員世帯数(4月1日現在)の619世帯と平成20年4月20日開催の定期総会に提出された平成19年度収支決算報告の会員世帯数506世帯(3月31日)であり、113世帯の差異があることを確認できなかったことは、添付書類の「前年度活動報告書及び収支決算書」が申請内容の審査にどのように活かされたのか疑問である。

交付金の実績報告書について

狛江市補助金等交付規則第13条に規定する「補助事業者等は、補助事業等が完了したとき又は補助金等の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、2か月以内に、その成果、収支計算書その他必要と認める事項を記載した報告書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。」としている。

実績報告書中に広報組織費に充てたとして記載があり、「1事業の成果」として第43回定期総会資料が提出されており、支出の部の事務局部費の広報組織費45,626円の内訳に「「イ号棟の声」発行12回・名簿作成関連費(パソコンインク他)」と記載されている。交付金額が事務局部費の広報組織費を下回っていることから、交付金の30,950円の全額は事務局部費の広報組織費に充てられ支出されたもので、交付金そのものは交付目的に沿って適正に使われたものと解される。

次に、平成20年度狛江市コミュニティ活動活性化交付金の交付事務について確認したことから、次の判断をする。

平成20年度狛江市コミュニティ活動活性化交付金に係る交付申請について

今回、住民監査請求に基づき、監査を実施したところ、平成20年度、多摩川住宅イ号棟自治会が狛江市コミュニティ活動活性化交付金交付申請として申請した金額は、「(2) 交付金の交付決定通知書について」の資料を確認した結果、平成20年度交付申請書の会員世帯数(4月1日現在)619世帯の申請額30,950円は、平成19年度収支決算報告の会員世帯数506世帯で25,300円と判断する。これは、多摩川住宅イ号棟自治会会則第5条に規定する「多摩川住宅イ号棟の居住者で会費を納めるものを会員とする。」及び第6条に規定する「自治会に加入するときは会費をそえて会長に申し込むものとする。」としていることから、会員は会費を納めてその資格を有するものと判断する。よって、偽りの申請による不当支出と認められた支出相当額は5,650円と認められた。

狛江市コミュニティ活動活性化交付金に関する交付申請書の会員世帯数の確認方法については、多摩川住宅イ号棟自治会から提出された会員名簿だけでなく、添付書類の「第42回定期総会資料に提出された平成19年度収支決算報告」の確認も行うべきであった。市は補助金交付決定にあたって、交付金適正化を図るという観点に立ち、確実にを行うための方法を確立する必要がある。

平成20年度狛江市コミュニティ活動活性化交付金の交付決定の取扱いについて
市要綱第9条に規定する「市長は、交付金を決定された町会等が、つぎの各号の一に該当すると認めるときは、交付の取消、又は、既に交付した交付金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。（1）偽りの申請又は不正の手段により交付金の交付を受けた場合（2）交付金を使用しなかった場合（3）この要綱に違反したとき」としている。

請求人は、多摩川住宅イ号棟自治会は、交付金の交付申請について偽りの申請であり、不正受給であったと主張している。多摩川住宅イ号棟自治会の定期総会で承認を得た平成19年度収支決算報告の会員世帯数と、市に申請された交付金申請書の会員世帯数は、前述したとおり明らかに異なっており、適正なものとはいえない。

しかし、交付金を他に流用したり、私したりした事績もなく、自治会等の運営に必要な事務等に要する経費に充てられており、自治会の組織化、育成及びコミュニティ活動の活性化を図っていることは認められる。よって、多摩川住宅イ号棟自治会に対する平成20年度狛江市コミュニティ活動活性化交付金について、交付決定を取消す理由はない。

市に損害が生じているか

市は、平成21年6月25日に、平成20年8月7日付けの平成20年度狛江市コミュニティ活動活性化交付金決定通知の交付金交付決定額30,950円のうち、偽りの申請による不当支出と認めた支出相当額5,650円について多摩川住宅イ号棟自治会に返還請求をした。これに伴い多摩川住宅イ号棟自治会から平成21年6月26日、市に偽りの申請による不当支出と認めた支出相当額5,650円及び違約加算金が返還された事実を確認したので、市に損害は生じていないことが認められた。

結 論

市が多摩川住宅イ号棟自治会に対して交付した交付金のうち、当監査委員が不当と認めた支出相当額は、既に市に返還されたので、市に損害は生じていないことから、請求人の主張には理由がない。

意見

今回、狛江市コミュニティ活動活性化交付金をめぐり、監査請求が行われた。

市は、交付金の財源が市民の税金によってまかなわれていることを踏まえ、交付金の交付事務について定められた要綱等に基づき適正に執行し、万が一にも交付金が偽りの申請により受給されないようにしなければならない。

今回の事情聴取等の結果、従前の考え方のままで、同じ手続きをそのまま踏襲してきていると思わざるを得ない面も見受けられた。交付金の申請時の確認、交付決定・実績報告の審査等、交付金交付の適正化を図るという観点に立ち、確実にを行うための事務方法を、市は改めて確立する必要がある。

また、多摩川住宅イ号棟自治会の運営が適正にされているかどうかは、自治会住民の問題であるとしても、市は自治会に対してこの問題について透明性を確保しながら、客観的に把握し、必要に応じて指導、助言を行うなど、適切に対応されることを望むものである。

最後に、市に対して補助金等の支出については、以前から、適正執行に努めるよう繰り返し指摘してきたところである。事務面、実態面に一定の見直し等が認められるが、これからも補助金等が適正、公正に交付され、効果的に事業が実施されるよう、一層の努力を望むものである。